

一般社団法人日本農薬学会 和文誌編集規程

(目的)

1. 本規程は、定款第4条第1項に定める事業のうち日本農薬学会誌（英語名 **Japanese Journal of Pesticide Science**、以下和文誌という）の刊行を円滑に遂行するため、設ける。

(編集委員会)

2. 和文誌編集委員会（以下委員会という）は、会長が委嘱した和文誌編集委員長（以下委員長という）および副編集委員長、編集委員により構成され、委員は委員長を含めて合計15名以内とする。委員長が必要と認めた場合、高度な専門知識を備えた若干名の会員または非会員を理事会の議を経て特別委員として編集委員会に加えることができる。
3. 委員会は、原則として毎年3回委員長が招集する。委員会の議長は委員長が務める。
4. 委員会は、次の事項を協議し決定する。その決定は原則として出席者の過半数の賛同を得て行うものとする。
 - ア) 和文誌の編集方針その他編集に関する重要事項
 - イ) 和文誌の内容および体裁に関する事項
 - ウ) 投稿論文の審査に関する事項
 - エ) 投稿要領、執筆要領、および投稿論文審査要領の立案
 - オ) 編集委員候補者の推薦に関する事項
 - カ) 和文誌論文賞受賞者の推薦

(和文誌の編集・発行)

5. 和文誌は委員会で決定した編集方針に基づいて編集される。
6. 委員長と若干名から構成される編集事務局を委員会におき、編集に関する実務を処理する。
7. 和文誌の発行事務は、学会事務局および編集事務局が分担して行う。
8. 和文誌の発行事務の一部は、理事会の承認をへて、出版を担当する機関に委嘱することができる。
9. 和文誌は、毎年2回、2月、8月の20日に発行し、学会ホームページ上で発行1年後に公開する。

(和文誌の内容)

10. 和文誌には、投稿論文、受賞論文要約、その他本会の目的を達成するために必要な企画記事を掲載する。

- 1 1. 投稿論文は、審査を通して採択されたものを掲載する。掲載順序は、原則として受理日を基準として編集委員長が決定する。

(投稿論文の審査)

- 1 2. 投稿論文は、編集事務局において受付と登録を行う。
- 1 3. 論文審査は、編集委員会が別に定める投稿論文審査要領に従う。
- 1 4. 投稿論文について、委員長は2名の担当編集委員を選定し、担当編集委員は原則として2名の査読者を指名して審査を依頼する。
- 1 5. 投稿論文の掲載の可否は編集委員長が決定する。

(和文誌論文賞の選考)

- 1 6. 投稿論文について論文賞の選考を検討する。
- 1 7. 本規程は理事会の決議により変更することができる。

(附則)

本規程は、2025 年 7 月 26 日から施行する。